

産業廃棄物処分業許可証

住
氏所 宮城県柴田郡村田町大字足立字北向121番地の1
名 株式会社開発商事
代表取締役 高橋 智大〔法人にあっては、名称
及び代表者の氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

許可の年月日 令和7年8月14日
許可の有効年月日 令和12年8月13日

1 事業の範囲

事業の区分 中間処分—破碎

産業廃棄物の種類

(1) 中間処分(破碎)

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上7種類

(これらのうち石綿含有産業廃棄物を除く。水銀使用製品産業廃棄物を除く。廃プラスチック類、金属くず並びにガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破碎物を除く。)

(以下余白)

2 事業の用に供するすべての施設

施設の種類 中間処分—破碎施設

設置場所 宮城県柴田郡村田町大字足立字北向121番地の4

設置年月日 平成12年7月13日

処理能力 廃プラスチック類 4.8トン/日(0.6トン/時間 8時間稼働)

紙くず 4.7トン/日(0.588トン/時間 8時間稼働)

木くず 4.8トン/日(0.6トン/時間 8時間稼働)

繊維くず 4.6トン/日(0.575トン/時間 8時間稼働)

金属くず 3.1トン/日(0.388トン/時間 8時間稼働)

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 4.4トン/日(0.55トン/時間 8時間稼働)

がれき類 4.7トン/日(0.588トン/時間 8時間稼働)

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成12年 8 月14日許可

平成12年11月24日変更許可「木くず」の追加

平成15年 1 月20日変更許可「金属くず，紙くず，繊維くず」の追加

平成17年 8 月14日更新許可

平成22年 8 月14日更新許可

平成27年 8 月14日更新許可

令和 2 年 8 月14日更新許可

令和 7 年 8 月14日更新許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

~~有~~ ・ ④無